

岩手県告示第221号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定に基づき指定した次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定を解除する。

令和7年3月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1（1） 区域名 大立沢
 - （2） 指定の区域 陸前高田市矢作町（別紙図面のとおりに。）
 - （3） 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流
 - （4） 土砂災害特別警戒区域に係る（3）の自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 別紙図面のとおりに。
。
- 2（1） 区域名 大嶋部の沢（2）
 - （2） 指定の区域 陸前高田市矢作町（別紙図面のとおりに。）
 - （3） 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流
 - （4） 土砂災害特別警戒区域に係る（3）の自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 別紙図面のとおりに。
。
- 3（1） 区域名 相川の沢
 - （2） 指定の区域 陸前高田市竹駒町（別紙図面のとおりに。）
 - （3） 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流
 - （4） 土砂災害特別警戒区域に係る（3）の自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 該当なし
- 4（1） 区域名 相川の沢（3）
 - （2） 指定の区域 陸前高田市竹駒町（別紙図面のとおりに。）
 - （3） 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流
 - （4） 土砂災害特別警戒区域に係る（3）の自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 別紙図面のとおりに。
。
- 5（1） 区域名 ソデ沢
 - （2） 指定の区域 陸前高田市矢作町（別紙図面のとおりに。）
 - （3） 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流
 - （4） 土砂災害特別警戒区域に係る（3）の自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 別紙図面のとおりに。
。
- 6（1） 区域名 十四区の沢
 - （2） 指定の区域 陸前高田市矢作町（別紙図面のとおりに。）
 - （3） 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流
 - （4） 土砂災害特別警戒区域に係る（3）の自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 別紙図面のとおりに。
。
- 7（1） 区域名 垂井ヶ沢
 - （2） 指定の区域 陸前高田市気仙町（別紙図面のとおりに。）
 - （3） 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類 土石流
 - （4） 土砂災害特別警戒区域に係る（3）の自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項 該当なし

備考 「別紙図面」は、省略し、岩手県県土整備部砂防災害課及び沿岸広域振興局土木部大船渡土木センター並びに陸前高田市役所に備えておいて縦覧に供する。